



身体障害者相談員

主に市町村から委託され、地域で身体に障害のある人の相談などに応じる

しごとの内容

身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者です。

具体的には、身体障害者の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるように援助するなど、福祉事務所などとのパイプ役になったり、障害者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりします。

また、身体障害者に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動にも取り組みます。

主な職場

電話や訪問により、相談を受けます。

将来性

ノーマライゼーションの理念が国民に浸透しつつあるなか、関係者と行政を結ぶパイプ役として重要なしごとです。

従事者数

1万6,000人（2013年4月現在）

勤務形態

在宅勤務という性格上、不定期です。

給与水準

無報酬に近いのが現状です。



就任のルート

市町村長が業務を委託することにより、しごとに就きます。広域的に行う必要がある場合、都道府県知事（政令指定都市市長、中核市市長）が委託します。

委託状況

配置基準は、原則として身体障害者200人に対し、1人の割合で業務が委託されます。期間は2年です。

就任するためのポイント

原則として地域に在住する身体障害者で、人格、識見とも高いうえ、社会的な信頼があり、かつ身体障害者の福祉の増進のため、熱意を持って奉仕的な活動を行うことができる素養が求められます。